

道路特定財源の確保に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成19年 9 月 5 日

提 出 議 員

高 橋 隆 夫

賛 成 議 員

飛 田 義 昭

佐 藤 栄 一

柳 沼 隆 夫

橋 本 幸 一

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、我々の生活と経済・社会活動を支える基本的かつ重要な社会資本であり、道路網の一層の整備は、広域的な連携・交流による魅力ある地域づくりを図り、安全・安心なまちづくりを推進するため必要不可欠である。

郡山市は、福島県の中央に位置する交通の要衝であり、福島県はもとより東北地方の商工業・物流の拠点として、水と緑に恵まれた市特有の風土を生かしながら、自然環境に配慮した新世紀に躍進する都市づくりを進めている。

しかしながら、自動車交通に依存度の高い地方都市にあって、道路整備については、中心市街地や郊外の幹線道路における渋滞や多くの未改良道路、交通不能区間を抱えるなど不十分な状況にあり、住民の道路整備に対する要求は切実なものがある。

そのような中、国においては「道路特定財源の見直しに関する具体策」を平成18年12月に閣議決定し、道路特定財源について一般財源化を前提に見直すこととされたが、道路特定財源が一般財源化されれば、安定的な道路財源を欠くことが懸念され、非常に大きな不安を抱いているところである。

よって、本市の発展と多様な地域づくりを図る上で、計画的な道路整備は必要不可欠な国策であるという認識のもと、下記事項について強く要望する。

記

- 1 平成20年度から予定されている新たな「社会資本整備重点計画」においても、引き続き道路整備を計画的かつ着実に推進することとし、受益者負担の原則に基づく道路特定財源を他に転用することなく、全てを道路整備に充当し、十分な予算を確保すること。
- 2 地方の道路整備の実情を踏まえ、道路関係予算総額を縮小することなく、道路整備を促進するために、地方への道路予算の重点配分を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月19日

郡山市議会